

千葉大学アカデミック・リンク・センター教育・学修支援専門職養成部門運営  
委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学アカデミック・リンク・センター規程第7条第2項の規定に基づき、千葉大学アカデミック・リンク・センター教育・学修支援専門職養成部門運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 教育関係共同利用拠点の運営に関する事項
- 二 その他教育・学修支援専門職養成部門の活動に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
  - 二 教員会議構成員の中からセンター長が指名する者 若干名
  - 三 部門の組織及び運営に係る事項に関し学識経験を有する者
  - 四 アカデミック・リンク教育・学修支援専門職養成履修証明プログラムの履修生又は修了生の中からセンター長が指名する者 若干名
- 2 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員は、センター長が委嘱する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、附属図書館利用支援企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

2 第3条第1項第2号及び第3号の規定により最初に委員となった者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げないものとする。

附 則

1 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

2 第3条第1項第4号の規定により最初に委員となった者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとし、再任を妨げないものとする。